

# 江差町障がい福祉制度の手引



この手引は、障がいがある方に関係する福祉制度の主な内容を、簡易にまとめて紹介したものです。

制度のすべてを説明したものではなく、また内容が変更される場合があります。

制度を利用される場合には、事前に各制度担当窓口（関係機関）等にお確かめください。

江 差 町

令和8年4月

## 【目次】

<b>■手帳制度・障がい者相談員について</b>	P 1
○身体障害者手帳	
○療育手帳	
○精神障害者保健福祉手帳	
○障がい者等の相談窓口、障がい者相談員（地域相談員）	
<b>■障がい福祉サービス内容等について</b>	P 6
○受けられる福祉サービス等	
○障がい福祉サービスについて	
○介護給付・訓練等給付	
○給付を受けるための手続	
○利用者負担額	
○地域生活支援事業	
（1）相談支援事業	
（2）意思疎通支援支援事業	
（3）成年後見制度利用支援事業	
（4）日常生活用具給付事業	
（5）移動支援事業	
（6）地域活動支援センター事業	
（7）日中一時支援事業	
○補装具の交付・修理	
○日常生活用具の給付	
○難病患者の補装具、日常生活用具の給付について	
<b>■医療費制度について</b>	P 21
○重度心身障害者医療費助成制度	
○後期高齢者医療制度による医療給付	
○自立支援医療（更生医療）	
○自立支援医療（育成医療）	
○自立支援医療（精神通院医療）	
○自立支援医療の自己負担上限額について	
<b>■税金等の優遇措置について</b>	P 27
○所得税・住民税の障がい者控除	
○自動車税・環境性能割・軽自動車税の減免	
○相続税・贈与税の優遇措置	

○交通機関の助成制度等について

- (1) JR旅客運賃割引制度
- (2) 航空運賃割引
- (3) バス運賃割引
- (4) タクシー運賃割引

○その他の制度について

- (1) 有料道路料金割引
- (2) 駐車禁止除外指定車標章
- (3) 携帯電話の障がい者割引
- (4) NHK放送受信料免除の減免
- (5) 江差町福祉タクシー利用助成
- (6) 江差町高齢者等外出支援サービス
- (7) 江差町交通費助成

○各種手当について

○権利擁護について

- (1) 成年後見制度
- (2) 成年後見支援センター
- (3) 日常生活自立支援事業
- (4) 選挙における郵便による不在者投票

本手引においては、文字の印象に配慮するため、法令や制度の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語等を除き、可能な限り「害」を「がい」と表記することとしており、表現が混在しております。



# 身体障害者手帳

## ■身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、JR、バスなどの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。手帳は、障がいの程度により1級から6級までの区分があり；数字が小さい程重度の障がいとなります。

(交付対象者)

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に永続する障がい※1がある方

※1 永続する障がいとは、その障がいが将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたって障がい程度が不変のものに限られるものではありません。

## 【手帳の申請・届出に必要なもの】

申請・届出の種類	手続きに必要なもの			
	診断書	写真	手帳	マイナンバー
新規に申請するとき	○	○		○
障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○
住所・氏名が変わったとき			○	○
手帳を紛失・破損したとき		○	○(破損)	○
本人が死亡したとき			○	

- 各種申請書は、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口にあります。
- 写真は、縦4cm×横3cmのものが必要になります。
- 診断書は、身体障害者福祉法の規定による指定医師に作成してもらう必要があります。

## 【手帳交付までの流れ】

申請 ①本人（保護者等）が役場 町民福祉課で申請



審査・決定・交付 ②道（北海道知事）による審査にて決定し、交付

↓※審査および決定までには、時間を要します。

通知・手帳を受け取り

③本人（保護者）へ通知後、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口で、手帳を受け取り。

# 療育手帳

## ■療育手帳とは

療育手帳は、知的障がい者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。

なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、JR、バスなどの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。

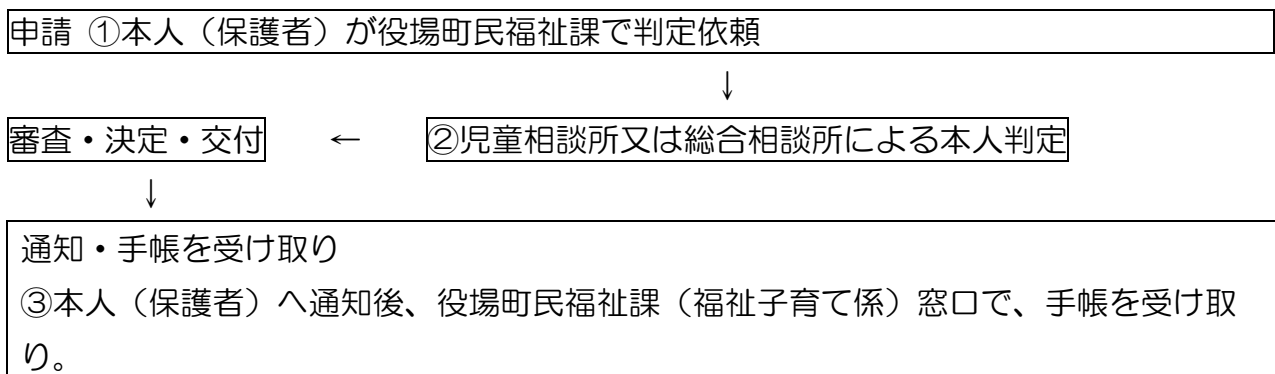
手帳は、障がいの程度により、重度の場合は『A』、その他の場合は『B』と区分されます。

## 【手帳の申請・届出に必要な書類】

申請・届出の種類	手続きに必要なもの		
	写真	手帳	マイナンバー
新規に申請するとき	○		○
住所・氏名が変わったとき		○	○
手帳を紛失・破損したとき	○	○（破損）	○
本人が死亡したとき		○	

- 各種申請書は、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口にあります。
- 写真は、縦4cm×横3cmのものが必要になります。
- 新規に申請する場合、以下の機関で判定を受ける必要があります。
  - 18歳未満の方・・・北海道函館児童相談所（事前に相談することをお勧めします。）
  - 18歳以上の方・・・北海道立心身障害者総合相談所（札幌市）

## 【手帳交付までの流れ】



# 精神障害者保健福祉手帳

## ■精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するために必要な手帳です。

手帳を取得することにより、福祉サービスなどが受けやすくなり、精神障がい者の自立と社会参加を促進するための手助けになります。

手帳は、障がいの程度により1級から3級までの区分があり、数字が小さい程重度の障害となります。

### 【手帳の申請・届出に必要な書類】

申請・届出の種類	手続きに必要なもの				
	診断書	写 真	手 帳	マイナ ンバー	その他
新規に申請するとき	○	○		○	※1
再認定・更新申請をするとき	○		○	○	※1
障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○	※1
住所・氏名が変わったとき			○	○	
手帳を紛失・破損したとき		○	(破損)	○	
本人が死亡したとき			○		

※1 精神障がいにより障害年金を受給している方は、以下の書類を提出すると診断書の提出を省略できます。

- (1) 年金証書等の写し
- (2) 年金振込通知書の写し
- (3) 社会保険事務所あての同意書

- 各種申請書は、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口にあります。
- 写真は、縦4cm×横3cmのものが必要になります。
- 診断書は、精神保健指定医師その他精神障がいの診断、又は治療に従事する医師に作成してもらう必要があります。

### 【手帳交付までの流れ】

申請 ①本人（保護者）が役場町民福祉課で申請



審査・決定・交付 ②道（北海道知事）が判定し、決定・交付



通知・手帳を受け取り

③本人（保護者）へ通知後、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口で、手帳を受け取り。

## ■自立支援医療との同時申請

自立支援医療（精神通院）との同時申請を希望する場合は、手帳の申請に必要な書類のほか、以下の書類を提出して下さい。

（診断書は同時申請用のものが必要です。）

- （１）同一保険に加入する世帯全員の健康保険証の写し
- （２）障害者年金の方のみ、「障害者年金証書の写し」及び「障害者年金通知書のハガキ写し」・「社会保険事務所あての同意書」

## 障がい者等の相談窓口

江差町では障がい者の相談支援事業を町内の「あすなろ相談支援センター」に業務委託をしています。

あすなろ相談支援センターでは、障がい者ご本人が希望する生活を実現できるよう、関係市区町村やサービス提供事業所などの関係機関とも連携し支援しております。障がいなどについてわからないことや知りたいことがある方は、相談員がご自宅へ伺うこともできますので、是非お気軽にご相談ください。

また、江差町役場でも障がい等についてのご相談はお受け出来ますので、こちらもお気軽にご相談ください。

### 【あすなろ相談支援センター】

- ・住所 江差町字豊川町62番地2  
社会福祉法人あすなろ福祉会（旧江差南高等学校）4階
- ・電話 0139-56-6260
- ・FAX 0139-56-6261
- ・メール [asu.soudan@song.ocn.ne.jp](mailto:asu.soudan@song.ocn.ne.jp)
- ・開設日 月曜日から金曜日（日祝日除く） 午前8時30分から午後5時30分まで
- ・相談料 無 料

### 【江差町役場】

- ・窓 口 町民福祉課福祉子育て係
- ・電 話 0139-52-6720（直通）
- ・FAX 0139-52-5666
- ・メール [e-chomin@town.hiyama-esashi.lg.jp](mailto:e-chomin@town.hiyama-esashi.lg.jp)
- ・開設日 月曜日から金曜日（日祝日除く） 午前8時45分から午後5時15分まで

## 障がい者相談員（地域相談員）

障がい者相談員とは、障がい（身体・知的・精神）をお持ちの方又はその家族の方々の相談に応じ、必要な指導、助言をしていただく目的で、江差町から委嘱を受けている人のことをいいます。

現在、江差町では、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員各1名が委嘱を受け、相談を受け付けています。

各種申請や身近な心配事相談など、秘密は厳守しますので、連絡先を知りたい方は江差町役場町民福祉課（62-6720）までご連絡ください。

身体障がい者相談員	氏名
（地域相談員兼務）	木口 真由美

知的障がい者相談員	氏名
（地域相談員兼務）	大屋敷 美保子

精神障がい者相談員	氏名
	上野 琴美

### ※地域相談員とは

障がい者に対する虐待、差別等の不利益な扱いや地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談に応じ、必要な助言をしていただく目的で、北海道から委嘱を受けている方のことをいいます。

## 受けられる福祉サービス等

各種手帳を取得すると、以下の表のような福祉サービスを利用できるようになります。それぞれのサービスで、手帳を持っていること以外にも条件がありますので、詳しくは「詳細」に書かれたページを参照して下さい。

サービスの種類	該当する手帳			詳細
	身体	療育	精神	
障がい福祉サービス ※難病	○	○	○	P6
補装具・日常生活用具給付 ※難病	○	△※1	△※1	P13
住宅改修サービス（日常生活用具）※難病	○			P18
重度心身障害者医療費助成	○	○	○	P20
後期高齢者医療制度による医療給付	○	○	○	P21
自立支援医療 （更生医療・育成医療精神通院医療）	○			P22
所得税・住民税・自動車税等優遇措置	○	○	○	P26
相続税・贈与税の優遇措置	○	○	○	P27
JR旅客・航空運賃割引	○	○	○	P28
バス・タクシー運賃割引	○	○	○	P28・29
有料道路通行料金割引	○	○		P29
駐車場禁止除外指定車標章の交付	○	○	○	P29
携帯電話の障がい者割引	○	○	○	P30
NHK放送受信料の減免	○	○	○	P30
江差町福祉タクシー利用助成 ※難病	○	○		P30
江差町高齢者等外出支援サービス	○			P30

※1 一部該当あり

※難病 難病患者も対象となります。

### ■手帳の所持が要件となっていないサービス

上の表にあるサービスの他、ホームヘルプやデイサービスなどの障がい福祉サービスや、各種手当・年金など、手帳を持っていなくても受けることができる制度もあります。利用できる方の条件や内容など、詳しくは各項目に書かれている事項をご参照下さい。

# 障がい福祉サービスについて

## ■障がい福祉サービスとは

障がい福祉サービスとは、障がい等を持つ方の日常生活等を支援するために必要な各種サービスのことで、障害者総合支援法で定める「自立支援給付」と、市町村が行う「地域生活支援事業」のサービスがあります。また、障害者の範囲に難病等（376疾病）が加わり、対象となる方は、身体障害者手帳所持者以外は手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となります。

※障がい者(児)については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援が利用出来ます。

## ○自立支援給付について

### ■自立支援給付サービス（介護給付）

種類		サービス内容	利用条件	
			障害支援区分	その他
居宅介護	身体介護	自宅で入浴排せつ、食事等の介助その他必要な身体の介護	区分1～	
	家事援助	家事（調理・買物・洗濯・掃除等）の援助	区分1～	
	通院介助	通院等の移動の介助、通院先での受診等の手続き、移動の介助	区分1～	身体介護を伴う場合は区分2以上で、歩行が「できない」か、移乗、移動、排尿、排便のどれかが「できる」以外
重度訪問介護		自宅で入浴、排せつ、食事等の介助外出時に移動支援を総合的に行う	区分4～	二肢以上に麻痺があり、歩行、移乗、排尿、排便のどれもが「できる」以外
行動援護		行動に著しい困難がある人に対して、外出時及びその前後の支援	区分3～	知的・精神障がい者で行動関連項目10点以上。

種 類	サービス内容	利用条件	
		障害支 援区分	その他
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚情報の支援・援護	身体介護を伴う場合 区分2～	
			視覚障がい者で、歩行、移乗、移動、排尿、排便のいずれか1つが「できる」以外
重度障がい者等包括支援	居宅介護やその他複数の障がい福祉サービスを包括的に提供する	区分6	①重度訪問介護の対象で四肢全てに麻痺がある者で、人工呼吸器が必要な身体障がい者か、最重度知的障がい者 ②行動関連項目が10点以上の者
短期入所	介護者が病気の場合などに、短期間（夜間も含めて）施設に入所し入浴・排せつ・食事の介護など行う	区分1～	
生活介護	日中、施設で入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動や生産活動を行う	区分2～	50歳以上
		区分3～	50歳未満
		区分3～	50歳以上で施設入所する場合
		区分4～	50歳未満で施設入所する場合
療養介護	病院等への入院による医学的管理下での機能訓練や介護、日常生活上の支援を受ける	区分5～	筋ジストロフィー又は重症心身障がい者
		区分6～	ALS患者等で気管切開
施設入所支援	施設に入所し、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護を行う	区分4～	50歳以上の場合は区分3以上

■自立支援給付サービス（訓練等給付）

種 類	サービス内容	利用条件	
		障害支 援区分	その他
自立訓練 （機能訓練）	理学療法、作業療法、その他 必要なりハビリテーション、 生活等に関する相談及び助言 等の支援を行う	-	身体障がい者対象のサ ービス
自立訓練 （生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力 を向上するための支援や、生 活に関する相談及び助言等の 支援を行う	-	知的・精神障がい者対象 のサービス
就労移行支援	一般就労への移行に向け、一 定期間就労に必要な訓練や実 習を行う	-	一般就労が見込まれる 65歳未満の方
就労継続支援 A型（雇成型）	一般企業での就労が困難な者 を雇用して就労の機会を提供 し、能力向上に必要な訓練を 行う	-	雇用契約に基づく就労 が可能な利用開始時6 5歳未満の方
就労継続支援 B型（非雇成型）	一般企業での就労が困難な者 に就労の機会を提供し、生産 活動その他の活動の機会を通 じて能力向上に必要な訓練を 行う	-	就労移行支援等を利用 しても一般就労が困難 な方等
就労選択支援	就労希望者の能力や適性に合 った就労方法等についてより 良い選択が出来るように支援 を行う。		就労移行や就労継続支 援を希望している方、 若しくは利用中の方。 年齢の制限はなし。
就労定着支援	一般就労に移行した者に対 し、生活上の問題やニーズに 対応出来るよう、相談、助言 等の支援を行う。		就労移行支援等を利用 した後、一般就労し6 ヶ月を経過した方。
共同生活援助 （グループホー ム）	夜間や休日、共同生活を行う 住居で相談や日常生活上の援 助を行う	区分1	本人の希望があれば、 区分2以上でも利用可

種 類	サービス内容	利用条件	
		障害支 援区分	その他
自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力等を補うため定期的な訪問等、随時の対応により日常生活に必要な支援を行う。		一人暮らし若しくは実質的に一人暮らしと同様の状況の方

※障害支援区分とは、サービスの利用を希望する方の障がいの状況を調査して、どれだけサービスを必要とするかの目安として市町村が決定するものです

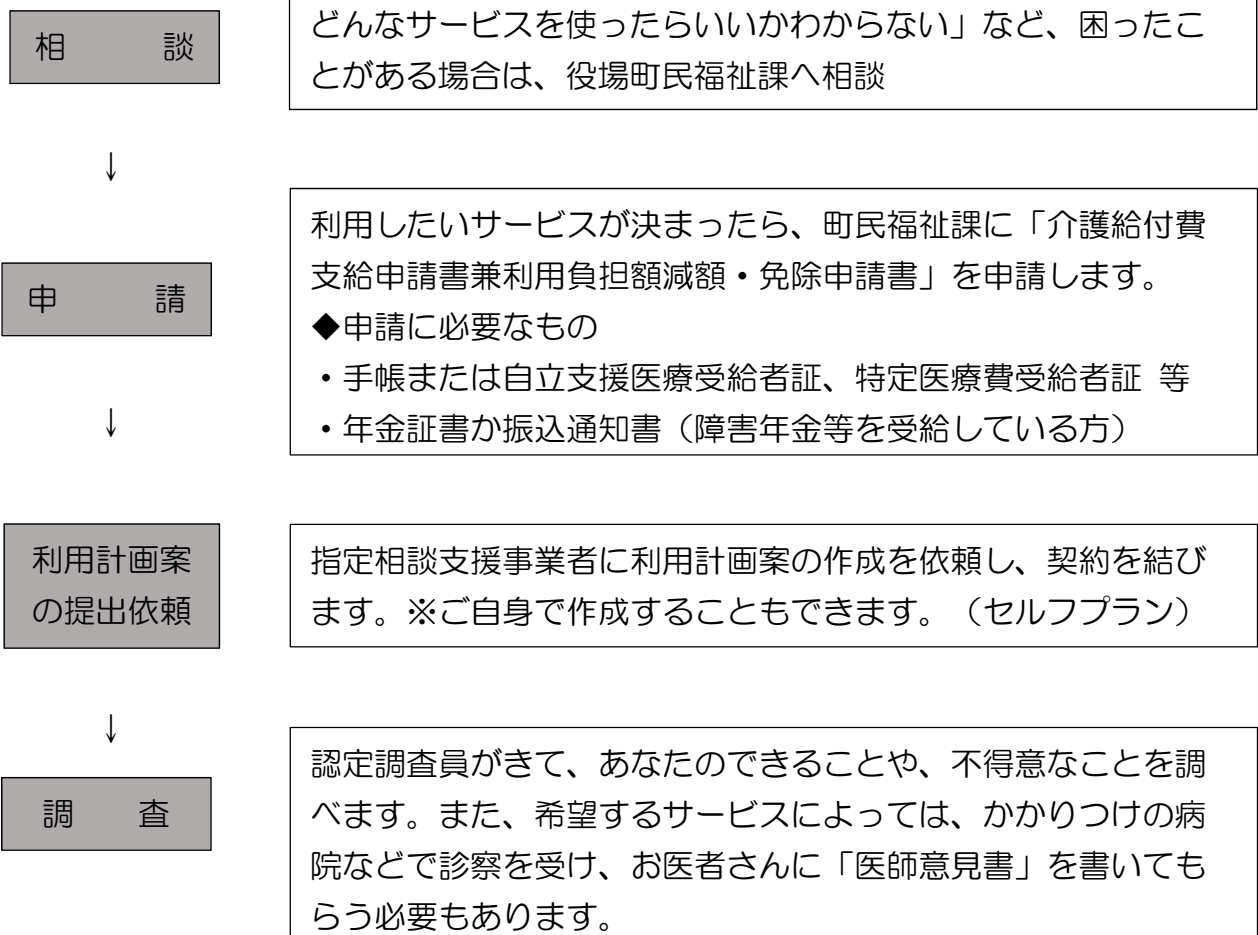
### ■介護保険制度によるサービスの優先

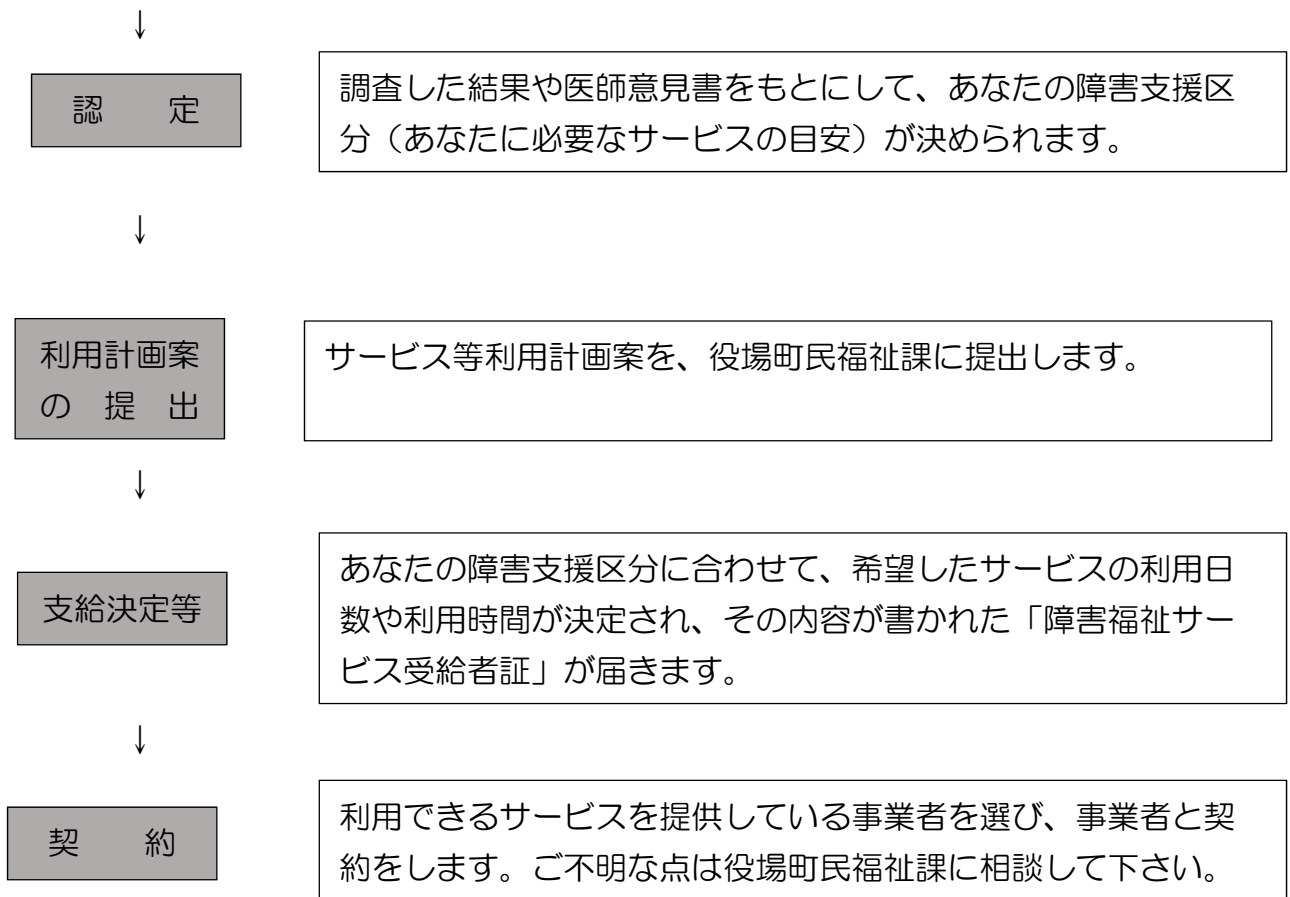
以下に該当する方は、原則として介護保険制度によるサービスが優先となっています。

- ①65歳以上の方
- ②40歳以上で特定疾病に該当する方

### ■自立支援給付を受けるための手続き

サービス「介護給付」「訓練給付」を利用する場合は、以下のとおり手続きをして下さい。





### ■自立支援給付の利用者負担

利用者負担は、利用したサービス費用の1割を負担していただくことが基本となっています（定率負担）。

また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には、食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります（実費負担）。

ただし、これらの利用者負担には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなどの様々な軽減制度があります。

### ▼月ごとの利用者負担額には上限があります

障がい福祉サービスの定率負担は、申請者と配偶者の方の課税状況や収入額に応じて、次の区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円

低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1※	市町村民税課税世帯のうち居宅で生活する障害児	4,600円
	IIのうち居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯のうち一般1に該当しないもの	37,200円

※市町村民税課税世帯に属する者のうち、市町村民税所得割額が16万円（障害児及び20歳未満の施設入所者にあっては28万円）未満のもの

▼施設入所者の実費負担を軽減することができます

入所施設の食費、光熱水費については原則自己負担ですが、低所得の方については、申請することで食費等を全額自己負担しなくてもすむようにできます。

軽減される額は、利用者の収入や、必要経費として負担されている保険料などによって違うため、申請するときには以下の書類が必要となります。

■収入の状況が分かる書類

- ・障害年金等の年金証書、振込通知書、手当の証書など
- ・工賃収入の証明書
- ・（江差町以外にお住まいの方）非課税証明書

■必要経費の額が分かる書類

- ・国民健康保険料を納付した証明書など

■地域生活支援事業について

地域生活支援事業として、以下のサービスを行っています。

事業区分	サービス内容	対象者
相談支援事業	障がいに関する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うほか、障がい福祉サービス利用に必要な支援を行います。	障がい者やその家族に支援を行う方
意思疎通支援事業	手話通訳者を派遣などして、意思疎通に必要な手話通訳を行います。	手話通訳により、意思疎通を図る必要がある障がい者

事業区分	サービス内容	対象者
成年後見制度利用支援事業	成年後見申立てに係る手数料等、登記申請に係る手数料、医師診断料、鑑定料、第三者後見人に対する報酬を支援します。	生活保護受給者、又はそれに準ずる資力のない知的、精神障がい者。
日常生活用具給付事業	重度の身体障がい者等に対して、日常生活用具を給付します。	重度の身体障がい者（児）等
移動支援事業	日常生活に必要な外出をするのに困難な方の移動を支援します。	屋外での移動が困難で、移動の支援が必要な方
地域活動支援センター事業 （NPO法人南檜山あゆみ共同作業所）	地域活動支援センターに通いながら、創作的活動や生産活動のほか、社会との交流活動や、機能訓練等のサービスを行います。 （手芸製品の作製・ミニこうれんの製造・販売等）	地域で雇用・就労が困難な在宅の障がい者であって、日中活動の支援が必要な方

地域生活支援事業の利用には申請が必要です。

支給が決定したら、町が委託（契約）をしている指定事業者からサービス給付を受けることとなります。その時に利用者は決められた利用者負担額を支払います。



## 補装具の交付・修理

障がいの内容や程度により、下記の補装具の交付や修理が受けられます。

### ■補装具の種類

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、補装具（靴型装具）

### ■申請について

- ・18歳以上（者）は次の表の区分により北海道立心身障害者総合相談所若しくは町の判定を受ける必要があります。
- ・18歳未満（児）は、担当医の意見書が必要です。

（注）補装具の種類によっては、医師の意見書や業者の見積書などの必要な書類が異なります。購入前に必ず窓口にご相談下さい。

補装具名	児	者	総合相 判定	町判定	備 考
義肢	○	○	□		義手、義足
装具	○	○	□		下肢、上肢、 体幹、靴型
座位保持装置	○	○	□		
重度障害者用意思伝達装置	○	○	□		
車いす(オーダーメイド)	○	○	□		
車いす(手押型以外の既製品)	○	○		□	
車いす(手押型既製品)	○	○		□	
電動車いす	○	○	□		簡易型も含む(電 動・手動切替式)
歩行器	○	○		□	
歩行補助つえ(つえを除く)	○	○		□	松葉づえ、クラッ チつえ、多点つえ
盲人安全つえ	○	○		□	普通用、携帯用
義眼	○	○		□	
眼鏡(遮光、弱視、矯正)	○	○		□	
コンタクトレンズ	○	○		□	
補聴器	○	○	□		

## ■費用負担

利用者および配偶者の市町村民税額・本人収入額により自己負担があります。  
自己負担上限月額については、次の通りです。

所得区分	世帯の収入状況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割が46万円未満	37,200円
一定所得以上	市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割が46万円以上	全額自己負担



## 日常生活用具の給付

在宅重度身体障がい者・知的障がい者等に対して日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

(注) 日常生活用具の種類によっては、業者の見積書の他に提出書類が必要な場合があります。購入前に必ず窓口にご相談下さい。

種 目		給付対象者	
		対象年齢	障がいの種類及び程度
介護・訓練用支援用具	特殊寝台 (児童は訓練用ベッド)	学齢児以上	下肢または体幹機能障がい2級以上の者
	特殊マット	3歳児以上	下肢若しくは体幹機能障がい1級(児童は2級)または重度・最重度の知的障がい等で常時介護を要する者
	特殊尿器	学齢児以上	下肢または体幹機能障がい1級で常時介護を要する者
	入浴担架	3歳児以上	下肢または体幹機能障がい2級以上で、入浴にあたり家族等他人の介助を要する者
	体位変換器	学齢児以上	下肢または体幹機能障がい2級以上で下着の交換等にあたり家族等他人の介助を要する者
	移動用リフト	3歳児以上	下肢または体幹機能障がい2級以上の者
	訓練用いす	障がい児に限る(3歳以上)	
	訓練用ベッド	障がい児に限る(学齢児以上)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	3歳児以上	下肢または体幹機能障がい等で入浴に介助を要する者
	便器	学齢児以上	下肢または体幹機能障がい2級以上の者
	歩行補助つえ(T字状・棒状のつえ)	学齢児以上	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の者

種 目		給付対象者	
		対象年齢	障がいの種類及び程度
自立生活支援用具	装具対応靴	-	下肢又は体幹機能に障がいをもつる身体障がい者（児）で下肢装具を装着している者。
	移動・移乗支援用具（手すり）	-	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がいによって家庭内の移動等において介助を必要とする者（児）。
	頭部保護帽	-	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がいにより頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者（児）、てんかん発作等により、頻繁に転倒する知的障がい者（児）・精神障がい者
	防音保護具	-	療育手帳所持者で発達障がい等を有し、医師又は言語聴覚士により、日常生活上必要と認められる者（児）
	特殊便器	学齢児以上	上肢障がい2級以上の身体障がいまたは重度・最重度の知的障がいによって自ら排便後の処理が困難な者（児）
	火災警報器・自動消火器	-	重度の身体障がい者、重度の知的障がい者で種別に関わらず火災発生感知及び避難が困難な者等
	電磁調理器	18歳以上	視覚障がい2級以上または重度・最重度の知的障がい者のみの世帯等
	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	視覚障がい2級以上の者
	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上	聴覚障がい2級以上のみの世帯等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	3歳以上	腎臓機能障がい3級以上の者
	ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器	-	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいが必要と認められる者
	酸素ボンベ運搬車	-	呼吸器機能障がいによって医療保険における在宅酸素療法を行う者
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	-	呼吸器機能障がい2級以上または同程度の障がいが必要と認められる者（児）

種 目		給付対象者	
		対象年齢	障がいの種類及び程度
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器（パルス計測式のセンサー）	-	呼吸器機能障がい2級以上または同程度の障がいで必要と認められる者（児）
	盲人用体温計（音声式）	学齢児以上	視覚障がい2級以上のみの世帯等
	盲人用体重計	学齢児以上	視覚障がい2級以上のみの世帯等
	盲人用血圧計	学齢児以上	視覚障がい2級以上のみの世帯等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上	音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障がいを有する者（児）
	情報・通信支援用具	-	上肢機能障がい2級以上または視覚障がい2級以上の者（児）
	点字ディスプレイ	-	聴覚障がい2級以上、視覚障がい2級以上等で、必要と認められる者
	点字器	学齢児以上	視覚障がい者2級以上の者
	点字タイプライター	学齢児以上	視覚障がい2級以上で就学・就労等をしている者（児）または就労が見込まれる者
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	学齢児以上	視覚障がい2級以上の者
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	学齢児以上	視覚障がい2級以上の者
	視覚障がい者用拡大読書器	学齢児以上	視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者
	盲人用時計	学齢児以上	視覚障がい2級以上の者（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする）
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上	聴覚または発声発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる者
聴覚障害者用情報受信装置	-	聴覚障がいで、本装置よりテレビの視聴が可能になる者・児童	

種 目		給付対象者	
		対象年齢	障がいの種類及び程度
	人工喉頭	-	喉頭摘出者（児）（電動式喉頭は、職業上または学校教育上必要のある者）
	点字図書	-	視覚障がい者（児）
排泄管理支援用具	ストマ用装具	-	人工肛門又は人工膀胱造設者（児）
	紙おむつ等	3歳以上	便袋・蓄尿袋を使用できない方、高度の排泄機能障がいのある方、脳性まひ等で排泄の意思表示が困難な者など
	収尿器	-	高度の排尿機能障がい者（児）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	学齢児以上	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する3級以上の者（児） ※特殊便器への取替えは上肢障がい2級以上
	<p>■対象工事は下記のとおりで、給付限度額は200,000円です （自己負担もあります） （注）事前にご相談のうえ、工事図面、見積書、工事前写真をご用意ください。 （1）手すりの取付け （2）床段差の解消 （3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 （4）引き戸等への扉の取り替え （5）洋式便器等への便器の取り替え （6）その他、前号の住宅改修に付帯して必要となる改修</p>		

## ■費用負担

利用者および配偶者の市町村民税課税・本人収入額により自己負担があります。

自己負担上限月額については、次の通りです。

所得区分	世帯の収入状況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	10,000円
一般	市町村民税課税世帯	20,000円

## 難病患者の補装具・日常生活用具の給付について

### ■難病患者等の補装具・日常生活用具

平成25年4月より、障害者総合支援法の施行により、障がいの範囲に難病が加わり、手帳を所持されていない難病患者等においても補装具、日常生活用具の障害福祉サービスを利用できるようになりました。申請の流れは身体障がい者手帳所持の方と同様です。



## 重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者の方の医療費の一部を助成する制度です。  
詳しくは以下のとおりです。

### ■対象者

- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
  - 内部機能障がい等で身体障害者手帳3級の方
  - 療育手帳の交付を受け、「A」と判定された方
  - 重度の知的障がいと判定、診断された方
  - 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ※各種健康保険加入者が対象となります。

### ■医療費の自己負担額

この制度を利用すると、医療費の自己負担額は以下のとおりとなります。

区分		住民税 課税世帯	住民税 非課税世帯
患者自己負担額	入院	総医療費の1割 月額上限 57,600円 (多数回該当44,400円※1)	初診時一部負担金のみ 医 科 580円 歯 科 510円 柔道整復 270円
	通院	総医療費の1割 月額上限 18,000円 (多数回該当144,000円※2)	
	訪問看護	訪問看護療養費の1割 月額上限18,000円	訪問看護療養費の1割 月額上限8,000円

※1 過去12か月の間に3回以上月額上限に達した場合は、4回目以降44,400円です。

※2 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額（通院のみ）の合計の上限が144,000円です。

※注 後期高齢者医療で1割負担の課税世帯の方は助成内容が重複するので、重度心身障害者医療費助成制度の対象になりません。

### ◆18歳までの子どもは医療費がかかりません！

江差町では、0歳から18歳に達した日（誕生日の前日）以降の最初の3月31日までの子どもが医療機関に受診した際の保険診療分の医療費を全額助成しています。

## 後期高齢者医療制度による医療給付

後期高齢者医療制度は原則75歳以上の方を対象にした制度ですが、65歳以上75歳未満の方で、一定の障がいをお持ちの方は申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

対象者	<p>65歳以上75歳未満の方で、以下に該当する方</p> <p>(1)身体障害者手帳 1～3級</p> <p>(2)身体障害者手帳4級で、下肢、音声、言語機能の障がいをお持ちの方</p> <p>(3)療育手帳 A判定</p> <p>(4)精神障害者保健福祉手帳 1～2級</p> <p>(5)国民年金などの障害年金 1～2級を受給している方</p> <p>※生活保護を受給されている方は、被保険者となりません。</p> <p>※障害認定による後期高齢者医療制度への加入にあたっては、本人が他の医療保険と選択することができます。</p> <p>ただし、後期高齢者医療制度へ加入しなかった場合、重度心身障害者医療費助成制度を受けることができません。</p>
助成内容	<p>・前年の所得等をもとに医療機関等での自己負担割合が1割または2割または3割になります。</p> <p>(他の医療保険の場合、自己負担割合は2割または3割です。)</p>
申請窓口	<p>江差町役場 健康推進課 (国保医療係) 電話：(0139) 52-6725</p>



## 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、身体障がい者が日常生活、職業生活などを営むうえで必要な能力を獲得するため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療です。

### ■対象者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の障がい者

### ■対象となる障がいと標準的な治療の例

視覚障がい	白内障手術、網膜剥離手術、角膜移植術など
聴覚障がい	鼓膜穿孔閉鎖術、外耳道形成術など
言語障がい	口蓋形成術など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術など
内部障がい	<心臓>弁形成術、ペースメーカー埋め込み <腎臓>人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む） <肝臓>肝臓移植術（抗免疫療法を含む） <小腸>中心静脈栄養法 <免疫>抗HIV療法、免疫調節療法など

### ■費用負担

- ・対象となる治療にかかる医療費の自己負担額が、原則1割になります。
- ・「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療では、同じ医療保険に加入している家族の方を、1つの「世帯」として扱います。

### ■手続き方法

以下のものを用意して、窓口で申請してください。

- ・自立支援医療（更生医療）意見書（医師に作成してもらう必要があります）
- ・身体障害者手帳
- ・医療保険被保険者証等  
（受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する方全員のもの）
- ・「世帯」の所得状況等が確認できる書類（市町村民税課税・非課税証明書等）
- ・特定疾病療養受療証（腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合）

※各種申請書、診断書の様式は江差町役場「町民福祉課」にあります。

## 自立支援医療（育成医療）

育成医療とは、肢体不自由や内臓疾患など対象となる障がいがある児童、または現存する疾患を放置しておくこと将来において対象となる障がいと同程度の障害を残すと認められるものであって、指定医療機関における治療で確実な治療効果が期待できる医療費の一部が公費で負担される制度です。

### ■対象者

18歳未満の児童

### ■対象となる障がいと標準的な治療の例

視覚障がい	白内障手術、先天性緑内障など
聴覚障がい	先天性耳奇形形成術など
言語障がい	口蓋形成等による形成術など
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側弯症、くる病など
内部障がい	<心 臓>先天性疾患、弁口、心室心房中隔に対する手術など <腎 臓>人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む） <肝 臓>肝臓移植術（抗免疫療法を含む） <小 腸>中心静脈栄養法 <免 疫>抗HIV療法、免疫調節療法など <その他>先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、人工肛門増設

### ■費用負担

- ・対象となる治療にかかる医療費の自己負担額が、原則1割になります。
- ・「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療では、同じ医療保険に加入している家族の方を、1つの「世帯」として扱います。

### ■手続き方法

以下のものを用意して、窓口で申請してください。

- ・自立支援医療（育成医療）意見書（医師に作成してもらう必要があります）
- ・医療保険被保険者証等  
（受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する方全員のもの）
- ・「世帯」の所得状況等が確認できる書類（市町村民税課税・非課税証明書等）

※各種申請書、診断書の様式は江差町役場「町民福祉課」にあります。

## 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は、長期にわたる精神疾患の治療のために、入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方の医療費を一部助成する制度です。

### ■対象者

継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている方

※対象となる疾患かどうかは、通院している病院でご確認ください。

### ■自己負担額

- ・対象となる治療にかかる医療費の自己負担額が、原則1割になります。
- ・「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療では、同じ医療保険に加入している家族の方を、1つの「世帯」として扱います。

### ■手続きに必要な書類

手続きの種類	手続きに必要なもの						
	申請書	診断書	保険証	同意書	受給者証	マイナンバー	年金に関する書類
新規申請	○	○	○	○		○	(1)参照
更新申請	○	○※	○	○	○	○	
負担上限の変更	○		○	○	○	○	
札幌市及び他都府県から転入	○		○		○	○	
住所・氏名等変更	○				○	○	
紛失・破損	○				○ (破損)	○	

※更新申請の場合、医師の診断書を2年に1度提出してください。

(1) 障害年金を受給している方は、年金受給額が分かる書類を提出してください。

(年金振込通知書、年金証書、年金が振り込まれる通帳の写しなど)

※各種申請書、診断書の様式は江差町役場「町民福祉課」にあります。

## 自立支援医療の自己負担上限額について

「世帯」の所得等に応じて、下表のとおり自己負担上限月額が設定されます。

市町村民税 非課税 本人収入 ≤ 80万 円	市町村民税 非課税 本人収入 > 80万 円	市町村民税 3万3千円未満 (所得割)	市町村民税 3万3千円以上 23万5千円未満 (所得割)	市町村民税 23万5千円以上 (所得割)
低所得1  負担上限額  2,500円	低所得2  負担上限額  5,000円	中間所得層 負担上限：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度 額)
		育成医療		
		中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	
		重度かつ継続 ※		
		中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 負担上限額 20,000円

### ※重度かつ継続の範囲

#### ■疾病・症状等から対象となる方

- 精神・・・(1) 総合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい等（依存症等）  
 (2) 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障がいのため計画的・集中的な通院医療（症状の維持、悪化予防のための医療を含む。）を継続的に要すると診断され、認定を受けた方
- ・情動及び行動の障がい
  - ・不安及び不穏状態
- 更生・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障がい  
 育成・・・腎臓機能・小腸機能・心臓機能障がい・肝臓機能障がい・免疫機能障がい  
 医療保険の高額療養費で多数該当の方

#### ■疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

精神 更生 医療保険の多数該当の方

## 所得税・住民税の障がい者控除

### ■対象者と控除の内容

対 象 者	控除の内容
○身体障害者手帳 1～2級 ○療育手帳 A判定 ○精神障害者保健福祉手帳 1級	特別障害者控除 ・所得税 40万円（同居の場合75万円） ・住民税 30万円（同居の場合53万円）
○身体障害者手帳 3～6級 ○療育手帳 B判定 ○精神障害者保健福祉手帳 2～3級	その他障害者控除 ・所得税 27万円 ・住民税 26万円

### ■手続きの方法

- 給与所得者・・・毎年、年末調整時に勤務先に申告してください。
- 自己申告者・・・毎年、確定申告時に税務署に申告してください。

所得税の相談窓口  
江差税務署  
電話 52-0078

住民税の相談窓口  
江差町役場（税務課）  
電話 52-6723

## 自動車税・環境性能割・軽自動車税の減免

### ■対象者

身体障害者手帳（障がい者の部位や等級によって変わります）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### ■対象となる自動車

障がい者（障がい者（児）と生計を一にする者を含む）が所有する自動車で、障がい者または障がい者（児）と生計を一にする者、常時介護している者が運転し、概ねその障がい者（児）の用に供する自動車

■対象となる台数 障がい者（児）1人につき1台まで（普通車・軽自動車のいずれか1台）

自動車税・環境性能割の相談窓口  
檜山振興局 税務課納税管理係  
電話 52-6471

軽自動車税の相談窓口  
江差町役場（税務課）  
電話（0139）52-6723

## 相続税・贈与税の優遇措置

### ■対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす方

#### (1) 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満の障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

(注) 障害者控除の額は、その障がい者が満85歳になるまでの年数1年(年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。)につき10万円で計算した額です。この場合特別障害者については1年につき20万円となります。

#### (2) 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- 1 特別障害者
- 2 特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

相続税・贈与税の相談窓口  
江差税務署 (江差地方合同庁舎)  
江差町字姥神町 167-1  
電話 52-0078 (音声案内)



## 交通機関の助成制度等について

### ■ JR旅客運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	割引対象乗車券類	割引	内 容
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	回数乗車券はJR線区間単独の販売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	小児定期旅客運賃については割引は適用されません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが101キロ以上の場合

※手続き先窓口：各JR駅窓口（窓口にて手帳を提示してください。）

### ■ 航空運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）※国内線のみ適用

対象者	内 容
12歳以上の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している方および、同一便に搭乗する介護者	本人及び介護者とも 航空運賃15～40% ※航空会社で割引率が異なります

※手続き先窓口：各航空券販売窓口（窓口にて手帳を提示してください。）

### ■ バス運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容	相談窓口
第1種身体障がい者（児） 療育手帳A判定の方	本人及び介護者とも 50%割引	各バス会社
第2種身体障がい者（児） 療育手帳B判定の方	本人のみ 50%割引	
精神障がい者	※バス会社によって取り扱いが異なります。（要確認）	

※料金支払時または定期券等購入時に手帳を提示してください。

■タクシー運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方	10%割引 ※タクシー会社によっては割引の取扱が異なる場合があります。

※乗務員に手帳を提示してください。

## その他の制度について

■有料道路料金割引（身体障害者手帳・療育手帳）

対象者	内 容	相談窓口
第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、障がい者本人又は介護者が運転する場合に割引が適用となります	通常料金の50%割引申請の際に、手帳、運転する方の免許証、使用する車の車検証（使用不可の車両もあります） ETCをご利用する場合は、利用するETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書の書類もお持ち下さい。	江差町役場 町民福祉課 （福祉子育て係） 電話 52-6720
第2種の身体障害者手帳をお持ちの方は、障がい者本人が運転する場合のみ割引が適用となります。		東日本高速道路(株)

※本人又は家族等が所有する乗用自動車等。ただし、これらの方が自動車を所有していない場合、重度障がい者を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車等。

■駐車禁止除外指定車標章の交付

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容	相談窓口
(1)身体障がい者（部位で対象となる等級が違います） (2)知的障がい者（A判定） (3)精神障がい者（1級） (4)小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方	障がい者本人が運転または同乗（タクシーも含む）する場合に、本標章を提示すると駐車禁止の箇所にも駐車することができます。	江差警察署 電話 52-0110

### ■携帯電話の障がい者割引

(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)

対象者	内 容	相談窓口
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを保持する方	基本料金等が割引。 携帯電話各社でサービスの詳細が異なりますので、詳しくは携帯電話各社の相談窓口までお問合せください。	各携帯電話会社の相談窓口

### ■NHK放送受信料の減免

(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)

対象者	内 容	相談窓口
(1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	江差町役場 町民福祉課
(2) 視覚・聴覚障がい者もしくは重度の障がい者(身体、知的、精神)が世帯主である場合	半額免除	(福祉子育て係) 電話 52-6720

### ■江差町福祉タクシー利用助成

(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費(指定難病)受給者証)

・江差町内に居住する障がい等を持つ方が、日常生活の中で、医療機関や買い物などの交通手段として、町内でタクシーを利用する場合の負担を一部助成します。

対象者	内 容	相談窓口
身体障害者手帳 1級 身体障害者手帳 2級または3級 (下肢・体幹機能障害に限る) 療育手帳 A判定 難病認定患者 (特定医療費(指定難病)受給者証所持者)	・タクシー利用券 (500円×60枚) を交付 ・1回の乗車につき5枚(2,500円)まで使用可能	江差町役場 町民福祉課 (福祉子育て係) 電話 52-6720

※利用範囲：町外の医療機関等(病院、歯科医院、鍼・灸整骨院等)への通院は利用できません。

## ■江差町高齢者等外出支援サービス

・自家用車や一般の交通機関での外出に制限や制約を受ける方に対し、通院移送及び社会参加の機会を提供することを目的に福祉車両での移送を行います。

対象者	内 容	相談窓口
(1) おおむね65歳以上で車いすを利用している方または、自力で外出することが困難な方 (2) 身体の障がい等により歩行及び移動が著しく困難な方	原則、自宅から町内の医療機関、福祉サービス提供場所までの区間を福祉車両により移送	江差町役場 高齢あんしん課 (高齢者支援係) 電話 52-6726

※介護保険や障害福祉制度による外出支援サービス等の利用者は、このサービスを利用出来ません。

※利用料金について：4時間まで640円（以後、1時間につき160円を加算）

## ■江差町交通費助成

高齢者等の生活と福祉の向上、健康増進を図ることを目的に、バス利用料金の助成を行います。

対象者	内 容	相談窓口
(1) 65歳以上の方（65歳の誕生日を迎えた日から対象） (2) 難病認定患者 （特定医療費（指定難病）受給者証所持者）	町内を運行する路線バス利用料金の2分の1を助成	江差町役場 高齢あんしん課 (高齢者支援係) 電話 52-6726

## 各種手当について

### ■障がい者（児）の手当

障がいのある方の経済的な援助として、次の手当の支給を行っています。

#### 1. 障がい者（児）本人に支給される手当

##### (1) 特別障害者手当

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の方に支給されます。

## (2) 障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。

## 2. 障がい児を養育している方に支給される手当

### (1) 特別児童扶養手当

中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などに支給されます。

## 3. 手当の支給額及び支給月

区 分		支給額	支 給 月
特別障害者手当		月額30,450円	毎年2月、5月、8月、11月に各月の前月までが支給されます。
障害児福祉手当		月額16,560円	
特別児童扶養手当	1級	月額58,450円	毎年4月、8月、12月に、各月の前月分までが支給されます。
	2級	月額38,930円	

## 4. 申請に必要なもの

### (1) 特別障害者手当・障害児福祉手当

- ①所定の認定請求書・診断書
- ②所定の所得状況届（障害年金受給者は直近の支払通知書の写し等を添付）
- ③全世帯員の住民票
- ④申請者の戸籍「謄本」または「抄本」
- ⑤金融機関の通帳（申請者本人名義のもの）
- ⑥マイナンバーがわかるもの

### (2) 特別児童扶養手当

- ①所定の認定請求書・診断書
- ②全世帯員の住民票
- ③申請者の戸籍「謄本」または「抄本」
- ④金融機関の振込先口座申出書（証明済のもの）
- ⑤金融機関の通帳（申請者本人名義のもの）
- ⑥マイナンバーがわかるもの

※障がいの程度や本人・ご家族の所得、施設入所などによる支給制限があります。

# 権利擁護について

## ■成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々の権利と財産を守り、支援をするのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で行う法律行為に同意をしたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し支援します。

### 【成年後見制度の概要】

区 分		本人の判断能力	援助者	事務	手続き
法定後見	後 見	判断能力が欠けているのが通常の状態	成年後見人	財産管理 身上監護	家庭裁判所に申立をし、家庭裁判所が成年後見人・保佐人・補助人を選任
	保 佐	判断能力が著しく不十分	保佐人		
	補 助	判断能力が不十分な人	補助人		
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。			

※援助者には、必要に応じて、複数の人や法人のほか市民後見人を選任することもあります。

## ■江差町成年後見支援センター

成年後見制度の普及や利用促進を図るため、町の委託により江差町社会福祉協議会にセンターを設置し次の事業を行っています。

### 【事業内容】

#### 1. 成年後見制度利用支援事業に関すること

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 成年後見制度の利用に関する相談及び手続きの支援
- (3) 成年後見業務に係る関係機関との連携及び情報提供

#### 2. 成年後見等事業に関すること

##### (1) 成年後見人等の受任支援

※社会福祉協議会が“法人”として、成年後見人等を受任する“法人後見事業”を行っています。

##### (2) 市民後見人の養成及び後見活動支援

##### (3) 市民後見人の監督業務

### 【相談窓口】

社会福祉法人江差町社会福祉協議会（新栄町264-2 老人福祉センター内）

電 話：52-2441

相談方法：月曜日～金曜日 8：45～17：15（年末年始を除く）

相 談 料：無料

## ■日常生活自立支援事業

【概 要】 高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続や生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをし、地域で自立した生活が送られるように支援するものです。

【対象者】 高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方で、以下のようの方が利用できます。

1. 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。
2. 医師による認知症の診断や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。
3. 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

### 【内 容】

1. 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
2. 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い
3. 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い
4. 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり（金融機関の貸金庫でお預かりします）

【利用料】 1回につき、1,200円と交通費の実費負担分（生活保護受給者は無料）

【手続き】 利用を希望する場合は、江差町社会福祉協議会にご相談ください。

【相談窓口】

社会福祉法人江差町社会福祉協議会（新栄町264-2 老人福祉センター内）

電話：52-2441

■選挙における郵便による不在者投票（身体障害者手帳・介護保険被保険者証）  
身体に重度の障がい等があることにより、直接投票所へ行くことができない方

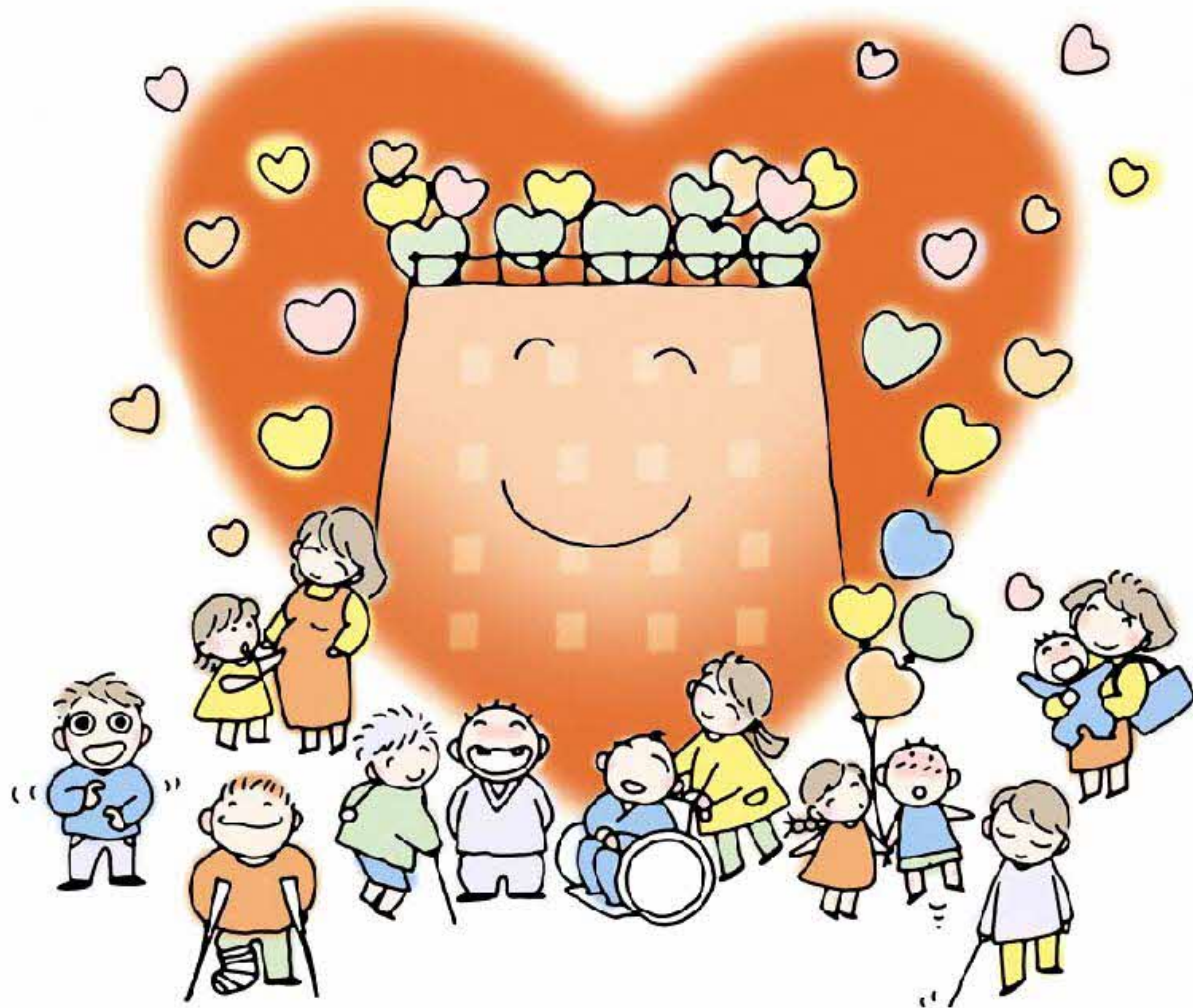
区分	障がいの種類	障がいの程度・等級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能障がい	1～2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障がい	1～3級
	免疫、肝臓機能の障がい	
介護保険被保険者証	介護保険要介護状態区分 要介護5	

※手帳の記載では該当するかどうかわからない時は、下記事務局にお問合せください。

【手続き】 この制度を利用するには、事前に町選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。選挙の都度、投票用紙の請求を行い、郵便により投票用紙を返送します。

【問合せ】 江差町選挙管理委員会事務局 電話 52-6711





〒043-8560

檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町役場

町民福祉課福祉子育て係

電話 0139-52-6720 (直通)

FAX 0139-52-5666